

国際麻薬規制100年：今私たちが知るべきこと

(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
理事 藤野 彰

1909年に国際的な麻薬の規制を目的とする、初めての国際会議が上海で開かれて後、1912年には薬物規制に関する最初の国際条約「万国阿片条約」が締結されました。国際連盟から国際連合の時代を通じて、新たに直面する様々な薬物問題に対処するため、段階を追って幾つもの条約が締結され、徐々に麻薬等の国際規制が強化されて来ました。薬物規制に関する現行の条約体制は、それまでの諸条約を一本化すべく1961年に採択された「麻薬に関する単一条約」、さらに1971年の「向精神薬条約」、そして1988年の「麻薬及び向精神薬の不法取引に関する国際連合条約」によって構成されています。

麻薬の国際規制が始まった100年余り前、密輸を企てる者たちは現在のように規制薬物の密生産・密造から始める必要はありませんでした。製薬会社が医療用に製造した薬物を、例えば「輸入許可証」を偽造することによって、国際流通の過程から大量に「横流し」することが出来たからです。鎮痛剤として不可欠なアヘン系医療用麻薬の全世界の必要量が「モルヒネ」に換算して年間33トン程度だった時代、合計100トン以上が製薬会社によって製造されていました。国際犯罪組織によって、多量のモルヒネが合法的な国際貿易の過程から非合法的ルートに横流しされていたのです。

前記の一連の国際条約はこういった合法ルートからの規制薬物の横流しを防ぐ手だてを講じて来ました。現在、「麻薬」や「向精神薬」については、複雑な規制がかかり、国際流通の過程からの横流しは防ぐことが出来ます。たとえ輸入許可証などを巧妙に偽造したとしても、横流しを防ぐことが出来る精密なメカニズムが確立しているのです。それに加えて、1988年条約では麻薬・覚せい剤を密造する際に必要な「前駆物質」(原料)その他の化学物質をも規制しています。規制薬物の密造に対処するためです。

そもそも何故薬物を「規制」するのかということについて考えてみましょう。大麻の事例を見ながら、薬物規制に関する重要な点に触れておきます。近年、

大麻が解禁されている国があるとか、或いは、大麻はそれほど危険なものではないといった誤解があります。大麻は、国際条約で医療及び研究用のみに使用出来る指定された麻薬です。従って、それ以外の目的で使えば各国の法律に触れます。また、いずれの国でも医療・研究用以外に解禁したりすれば、条約違反になるのです。ただ、市の条例や州法などで規制を緩めている場合が散見されます。しかし、そういった国でも国の法律で医療・研究用以外の使用を認めてはいないことを強調しておきます。

ここで重要な点は、薬物は、規制されているから危ないのでなく、危ないから規制されているということ。従って、規制を外せば危険性がなくなるわけではありません。もし、例えば大麻が、医療・研究用以外に使っても問題がない事が検証されれば、規制をはずす手立ても条約上規定されているわけです。

ところが、いわゆる医療・研究以外の使用の「合法化」を唱える議論の中には、人体・精神への影響を検証するのではなく、例えば、「犯罪組織が莫大な不法収益を上げているのであるから、替わりに国が安く販売すればそれを防ぐことが出来るのではないか」というものがあります。これは、本末転倒の議論です。そもそも医療以外に使えば人体・精神に悪影響がある薬物を、医療目的以外で国家が国民に与えてはならないのです。また、国が規制を緩めれば組織犯罪は直ちに新たな市場を開拓し、新たな買い手を見つけてくるのです。過去の歴史がそれを証明しています。

最初に述べた一連の国際条約がめざすのは、医療用正規薬物の必要量は確保するとともに、非合法的なルートへの横流しを防ぎ、密造・密輸を阻止することにあります。いわば「供給削減」です。その目的のために、全世界の国々が関連条約の複雑な規定を等しく守っています。ただし、薬物乱用を防ぐためには、供給削減と同時に「需要削減」への努力が不可欠です。薬物を乱用するという需要がなければ、供給しても意味がなくなるのですから。

しかしながら、世界の国々はそれぞれ環境が違い、そこで暮らす人々の生活や慣習も異なり、各々の歴史と文化があります。従って、供給削減の場合とは異なり、需要削減の手段は、全ての国が同じ手段を取らなければならない国際条約の規定には馴染みません。それぞれの国が、その国の状況にあった、適切な

手だてを講じる他はないのです。そして、薬物乱用を始めてしまい薬物依存に至ると、その治療、再犯防止、社会復帰などへの努力は非常に困難であり、あるいは不可能であるのは、世界のこの100年の歴史が示している通りです。

従って、まず若者たちが薬物乱用を始めないことが肝要であり、そこに「ダメ、ゼッタイ！」運動の意義があるのです。ところで、今の日本国内に目を向ければ、これまで「脱法ドラッグ」や「脱法ハーブ」と呼び慣わされ、最近ではその非常な危険性から「危険ドラッグ」と称される薬物の乱用と、その結果起きる事故が頻繁に起こっています。薬物汚染の新たな時代を迎えたという危機感を禁じ得ません。

「合法」とうたって販売されているために、安全だと勘違いして乱用する若者が急増しています。しかし、これは「まだ規制に至ってない」ということに過ぎないのです。危険ドラッグは、覚せい剤などの規制された薬物と似た作用を持ち、新たな化学物質を含んでいます。既に規制されている薬物は、心身に及ぼす悪影響が検証されています。しかし危険ドラッグについては、まず何が入っているのかも分からず、身体と精神にどれほど深刻な悪影響があるかも全く判明していないのです。つまり、「危険ドラッグ」の乱用は、自分の金を使って、自分自身の身体で人体実験をしていることに等しいのです。

世界各国の薬物治療施設や刑務所を訪れて、そこに入っている若者たちに聞いてみると、「薬物がこんなに危険なものであることを知らなかった」、また「友達に誘われた」という答えが常に返ってきます。日本の若者たちが同じような「負の連鎖」に陥ってきているようにも思われます。「安価で、暴力団にかかわることなく、店舗などで簡単に入手できるが故に、未経験者が手を出している」とも言われています。今こそ、若者たちが正確な知識を持つ必要があるのです。「危険ドラッグ」は日本だけの問題ではありません。いずれ国際規制の対象になるでしょう。そして今、日本から、若者の行動を通じて、正しいメッセージの発信が出来る事を願っています。

1. 1972年の議定書により改正されました。
2. 現在では、世界のアヘン系医療麻薬の使用量はモルヒネに換算して年間200トン程度で推移しています。